

産業廃棄物処理施設の事業計画書について

下記の事業者から、産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画書が提出されましたので、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり当該事業計画書の写しを閲覧に供します。

事業計画書に対して、生活環境保全上の見地から意見を有する関係者（関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業等に従事する者及び関係地域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。）は、このお知らせの日から起算して 4 5 日を経過する日（要綱第 8 条第 1 項の規定による閲覧期間が満了する日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して 1 5 日を経過する日）までに意見書を知事に提出することができます。

令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

記

- 1 設置者の住所及び氏名
 - 住所 熊本県玉名市岱明町鍋 7 2 番地
 - 氏名 株式会社中尾産業
 - 代表取締役 中尾 博
- 2 設置予定場所
 - 熊本県玉名郡長洲町大字宮野字山畑 2 4 2 7 番 外 2 1 筆
- 3 施設の種類
 - ①破砕施設
 - （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設）
 - （※移動式・固定式兼用）
 - ②破砕・分級施設
 - （令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設）
 - ③破砕施設
 - （令第 7 条第 7 号に規定する廃プラスチック類の破砕施設）
 - （令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設）
- 4 施設の処理能力
 - ① 3 0 4 t / 日（8 時間）
 - ② 2 6 4 t / 日（8 時間）
 - ③ 1 2 7 . 1 6 t / 日（8 時間） 木くず
 - 2 7 . 7 6 t / 日（8 時間） 繊維くず
 - 8 0 . 9 2 t / 日（8 時間） 廃プラスチック類
- 5 処理する廃棄物の種類
 - ①金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくず及び陶磁器くずに限る。）、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」であるものを除く。）
 - ②金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず

及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「廃石膏ボード」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」であるものを除く。）

③廃プラスチック類、木くず、繊維くず（これらのうち「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」であるものを除く。）

6 閲覧場所

荒尾市役所、玉名市役所、長洲町役場、有明保健所

7 閲覧期間

令和8年(2026年)9月15日から令和8年(2026年)10月14日まで

8 関係地域

【荒尾市】

(1) 金山下区

【玉名市】

(1) 岱明町 西照寺区

(2) 岱明町 雲雀丘区

【長洲町】

(1) 高田区

(2) 鷺巣区

(3) 古城区